

平成 29 年度 上士幌町資源物処理実施計画書

平成 29 年度上士幌町内における資源物処理について、次のとおり定める。

1. 資源物の種類及び収集処理方法

種 類	分 別 区 分	収 集 量	収 集 方 式	処 理 方 法
空き缶	スチール缶 アルミ缶	17 t 9 t	委託業者による 定期収集	町が古物商へ売払い スチール缶は逆有償
紙 類	新聞 雑誌 段ボール 紙製パック (アルミのついでいないもの) その他の紙	60 t 86 t 65 t 2 t 43 t	委託業者による 定期収集	新聞・紙パックについては、町が古物商へ売払い
空きびん	ガラスびん	60 t	委託業者による 定期収集	その他プラスチック製容器は、士幌町のリサイクルセンターで圧縮保管し、指定法人引渡 びんは、指定法人へ引渡 有償びんは町が古物商へ売り払い
プラスチック	ペットボトル 発泡スチロール その他プラスチック製容器	19 t 6 t 53 t		

2. 資源回収及び処理のための方策

- (1) 町は、資源物をごみとしないため、広報誌等により町民に対し収集日や資源物の出し方についてPR活動を行う。
- (2) 資源回収活動に対する奨励金制度の推進を図る。
- (3) その他、必要な事項については、その都度別に定めるものとする。

3. 資源物の分別・排出方法

(1) 缶類については中を水で洗い、スプレー缶については中を使い切った後、穴を空けサンテナ等に入れて排出する（農村地区は、透明・半透明の袋に入れて排出しても可）。アルミ缶とスチール缶を、分別する必要はない。

ただし、油や塗料の入っていた缶は、資源化適合物に当たらないので、燃やせないごみに分別する。

(2) 紙類は、ひもで十字にしばって排出する。新聞については、新聞とチラシは分けて排出する。その他の紙の中で、小さいものや形状的にひもでしばれないものは、透明・半透明の袋に入れて排出することができる。また、シュレッダーにより裁断された紙は、その裁断された紙のみを透明・半透明の袋に入れて排出する。

ただし、アルミ箔が貼付されている紙あるいは紙パックは、資源化適合物に当たらないので、燃やせるごみに分別する。

(3) びんについては、フタを取り外して中を洗い、色や大きさに関係なく透明・半透明の袋に入れ排出する。ただし、乳白色のびんやクリスタルガラス、油の入っていたびんや割れたびんについては、資源化適合物に当たらないので、燃やせないごみに分別する。

(4) ペットボトルについては、「ペット1」のマークが表示されているもののみをペットボトルとして分別することとし、キャップを取り外して中を洗い、透明・半透明の袋に入れ排出する。

ただし、油の入っていたペットボトルについては、資源化適合物に当たらないので燃やせないごみに分別する。

(5) 発泡スチロールについては、「プラマーク」の表示があるものでも素材が発泡スチロールであれば、発泡スチロールに分別する。

発泡スチロールは、汚れを洗い透明・半透明の袋に入れて排出する。また、魚箱などの大きなものについては、細かくして袋に入れるか、そのまましばって排出しても良い。

ただし、あまりにも汚れがひどくその汚れが落ちないものについては、資源化適合物に当たらないので、燃やせないごみに分別する。

(6) その他プラスチック製容器については、「プラマーク」の表示のあるものをその他プラスチック製容器として分別する。

その他プラスチック製容器は、容器の汚れを洗い流し、透明・半透明の袋に入れて排出する。

ただし、法律上、同じプラスチック素材のものでも容器ではなく道具として使用するもの（ストロー、定規、バケツ等）については、資源化適合物に当たらないので、燃やせないごみに分別する。

(7) 資源物は、資源物収集日の朝 8 時までには排出し、一袋の重さを 5 k g 以内とする。

(8) 分別・排出方法が適合していない資源物については、町では収集しない。

4. 町民の協力義務等

(1) 町民は、3. 資源物の分別・排出方法に記載された方法により、資源物の分別・排出を行わなければならない。

(2) 町民は、収集されなかった資源物については、必ず持ち帰り分別をし直してから、次の資源物の収集日に排出しなければならない。

(3) ごみの排出場所は、資源物が散乱しないように各自工夫して排出することとし、清潔を保たねばならない。

(4) 町民は、公共用地、河川、山林、他人のごみ排出場所、他市町村等に資源物を不法に投棄してはならない。

(5) 町民は、法的に設置基準を満たしている焼却施設を除き、みだりにごみを焼却してはならない。